

利用できるサービス

介護保険サービスの種類

介護保険サービスは、要介護の認定を受けた方と、要支援の認定を受けた方では、利用できるサービスの内容が異なります。要介護の方は介護サービス、要支援の方は介護予防のサービスが利用できます。

	要介護認定を受けた方が使うサービス	要支援認定を受けた方が使うサービス		
	居宅介護支援	介護予防支援／介護予防ケアマネジメント		
居宅サービス	訪問介護(ホームヘルプ) 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(ショートステイ) 特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等) 特定施設入居者生活介護(短期利用)(介護付有料老人ホーム等) 福祉用具貸与 特定福祉用具購入	横浜市訪問介護相当サービス(ホームヘルプ)(介護予防訪問介護※1) 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 横浜市通所介護相当サービス(デイサービス)(介護予防通所介護※1) 介護予防通所リハビリテーション(デイケア) 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) 介護予防短期入所療養介護(ショートステイ) 介護予防特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等)		
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(短期利用) 地域密着型特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等) 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)(介護付有料老人ホーム等) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(短期利用) 看護小規模多機能型居宅介護(旧名称:複合型サービス)	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(短期利用)	
		施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	※1 現在要支援1・2の方に提供されている介護予防訪問介護(ホームヘルプ)、介護予防通所介護(デイサービス)は、認定更新後、それぞれ横浜市訪問介護相当サービス・同通所介護相当サービスにより提供されます。 ※2 上記のほか住宅改修・介護予防住宅改修は24ページ 介護予防・日常生活支援総合事業(市町村が実施)は3~4ページ

主なサービスの内容については18ページから29ページの介護保険で利用できるサービスと自己負担額の目安をご覧ください。また、自己負担額の目安は、1割負担の方を例として計算しており、事業所の体制等による加算分は含まれていません。

Point

自己負担の目安の計算方法は?

各サービスの単位数に、横浜市の地域区分単価(右表)をかけ、1割負担の方を例として自己負担額として計算しています。
※印のサービスの「自己負担の目安」は、30日間利用した場合で、算出しています。

単位数×横浜市の地域区分単価×0.1=自己負担額

サービス種類(予防、地域密着を含む)	地域区分単価
居宅療養管理指導 福祉用具貸与	10円
通所介護 短期入所療養介護 ※介護老人福祉施設 ※特定施設入居者生活介護 ※認知症対応型共同生活介護 ※介護老人保健施設 ※介護療養型医療施設 ※地域密着型特定施設入居者生活介護 ※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10.72円
訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	10.88円
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援	11.12円

利用できるサービス

自宅で利用する居宅サービス

要介護1~5の方

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパー(訪問介護員)が利用者の自宅を訪問して、食事や排せつの介助、衣服の着脱や身体の清拭などの身体介護や、掃除、洗濯などの生活援助を行うサービスです。

<自己負担の目安>

身体介護中心の利用	20分未満	20分以上30分未満	30分以上60分未満	60分以上90分未満	以降30分ごと
	184円	273円	432円	628円	89円

身体介護に引き続き生活援助を利用	20分以上45分未満	45分以上70分未満	70分以上
	75円	149円	224円

生活援助中心の利用	20分以上45分未満	45分以上70分未満
	204円	251円

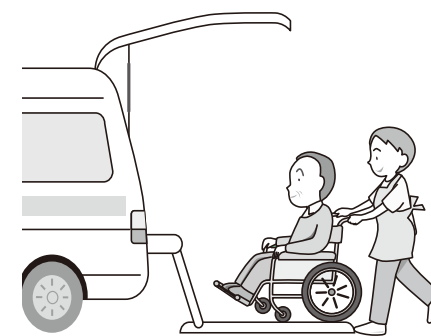
◇例えば身体介護を中心に「30分以上60分未満」利用した後、引き続き生活援助を「20分以上45分未満」利用した場合の自己負担は507円(432円+75円=507円)です。
※「生活援助中心の利用」を45分以上、または「身体介護に引き続き生活援助を利用」を70分以上利用する場合、自己負担額は定額となります。

- 生活援助は利用者が自分で家事をするのが難しく、家族や地域からの支援が受けられない場合などに利用できます。
- 本人の日常生活の援助の範囲を超える場合は、介護給付の対象とはなりません。
例：①「直接本人の援助」に該当しない行為、例えば、家族の分の洗濯・調理・買い物・部屋の掃除、来客の応接、自家用車の洗車など
②「日常生活の援助」に該当しない行為、例えば、庭の草むしり、ペットの世話、大掃除、窓ガラス磨き、家屋の修理、ペンキ塗り、園芸、正月等のために特別な手間をかけて行う調理など
- 早朝や深夜など、サービスを利用する時間帯により、自己負担が1.25~1.5倍になります。

要介護1~5の方

通院等乗降介助

通院時の車への乗降の介助と運転をホームヘルパーが1人で行うものです。



<自己負担の目安>

片道 108円

◇運賃は別途自己負担です

要支援1・2の方

横浜市訪問介護相当サービス(ホームヘルプ)

従前の「介護予防訪問介護」と当面、内容・自己負担は同じです

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴や排せつ、食事の介助などを行い、利用者の状態の維持や改善を図り要介護状態になることを予防します。

<自己負担の目安>

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2
週1回程度	1,299円	1,299円
週2回程度	2,597円	2,597円
週2回を超える場合		4,119円

※平成28年1月より前からの要支援者については、その認定更新等までは従前の「介護予防訪問介護」が提供されます。

介護予防訪問介護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴や排せつ、食事の介助などを行い、利用者の状態の維持や改善を図り要介護状態になることを予防します。利用できる事業所は原則一か所のみです。

<自己負担の目安>

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2
週1回程度	1,299円	1,299円
週2回程度	2,597円	2,597円
週2回を超える場合※		4,119円

※要支援1の方は、週2回を超える利用はできません。



※要支援1・2の方は「通院等乗降介助」は利用できません。
*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

利用できるサービス

要介護1～5の方

訪問入浴介護



看護職員や介護職員が家庭を訪問し、居室内に浴槽を運び込み、3名(要支援は2名)が1チームとなって入浴サービスが提供されます。

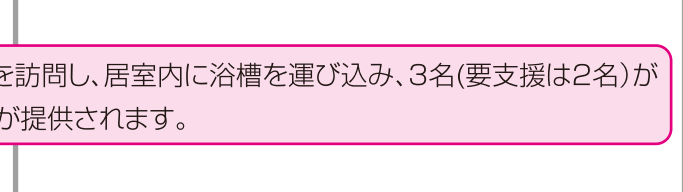
<自己負担の目安>

1回あたり 1,373円

◇全身入浴が困難で、清拭や部分浴を利用の場合は、1回あたり961円です。

要支援1・2の方

介護予防訪問入浴介護



<自己負担の目安>

1回あたり 928円

◇全身入浴が困難で、清拭や部分浴を利用の場合は、1回あたり650円です。

要介護1～5の方

訪問リハビリテーション

通院が困難で、病状が落ち着いて在宅で療養できるようになった人に、主治医の指示により、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問してリハビリなどを行うサービスです。



<自己負担の目安>

1回あたり 329円

◇利用にあたってリハビリテーション実施計画が作成され、集中的にリハビリが行われた場合は、1回あたり218円加算されます。

要支援1・2の方

介護予防訪問リハビリテーション

通院が困難な人に、専門職が、利用者の自宅を訪問して、主治医の指示により、介護予防を目的としたリハビリなどを行うサービスです。



<自己負担の目安>

1回あたり 329円

◇利用にあたってリハビリテーション実施計画が作成され、集中的にリハビリが行われた場合は、1回あたり218円加算されます。

要介護1～5の方

居宅療養管理指導

在宅で療養している人で、通院が困難な場合に、医師や歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養するうえでの指導や助言と、ケアマネジャーに対し、ケアプラン策定に必要な情報提供を行うサービスです。



自己負担の目安

利用回数	医師・歯科医師	医療機関の薬剤師	薬局の薬剤師	管理栄養士	歯科衛生士等	保健師・看護師
1回あたり	503円	553円	503円	533円	352円	402円
同一建物居住者に同一日の訪問の場合	452円	387円	352円	452円	302円	362円
利用限度回数	月2回	月2回	月4回 ※1	月2回	月4回	※2

※1 がん末期の方、または中心静脈栄養を受けている方については、週2回月8回まで算定できます。
 ※2 居宅サービスの提供が開始されてからの6か月の間に2回を限度

* 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

要介護1～5の方

訪問看護

主治医の指示により、看護師などが自宅で療養している人を定期的に訪問し、健康チェックや療養の世話・助言などを行うサービスです。

自己負担の目安

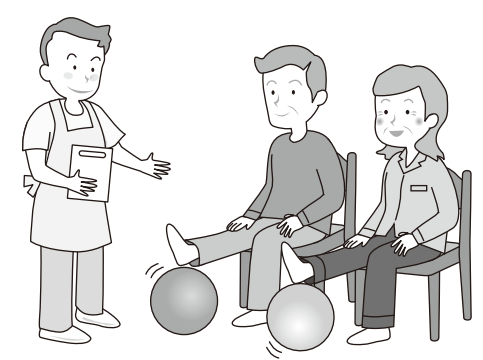
1回の提供時間	20分未満※1	30分未満	30分以上60分未満	60分以上90分未満	90分以上※2
サービス区分					
訪問看護ステーション	345円	515円	906円	1,243円	1,576円
病院または診療所	292円	436円	631円	929円	1,263円

※1 「20分未満」は、他に週1回以上20分以上の訪問看護を実施している場合算定できません。
 ○早朝や深夜など、サービスを利用する時間帯により、自己負担が1.25～1.5倍になります。
 ※2 特別管理加算の対象の方で、訪問看護の所要時間を通算した時間が90分以上となるときに算定します。

要介護1～5の方

通所介護(デイサービス)

デイサービス事業所などに通い、食事や入浴、健康チェック、機能訓練などを受けるサービスです。



<自己負担の目安>

1日あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
7時間以上9時間未満	704円	831円	963円	1,095円	1,227円



◇通常規模の通所介護事業所を7時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇入浴サービスを利用した場合は、1日あたり54円が加算されます。

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

要支援1・2の方

介護予防訪問看護

主治医の指示により、看護師などが、自宅で療養している人を定期的に訪問し、生活機能の向上のために、健康チェックや療養の世話・助言などを行うサービスです。

要支援1・2の方

横浜市通所介護相当サービス(デイサービス)

従前の「介護予防通所介護」に、要支援2・週1回程度の区分を追加しました

デイサービス事業所などに通い、入浴、食事などの介護、その他の日常生活を支援するサービスにより生活機能の維持・向上を目指します。

<自己負担の目安>

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2
週1回程度	1,766円	1,766円
週2回程度		3,621円

このほか、食費や日常生活費などが必要です。
 ※平成28年1月より前からの要支援者については、その認定更新等までは従前の「介護予防通所介護」が提供されます。

介護予防通所介護

生活機能の維持・向上のために、デイサービス事業所などに通い、入浴、食事等の介護その他の日常生活を支援する共通サービスに加え、下記の選択的なサービス等と組み合わせて利用します。利用料は1か月単位の定額料金で、利用できる事業所は原則1か所のみです。

<選択的サービス等種類> ・生活機能向上グループ活動
 ・栄養改善 ・運動器機能向上 ・口腔機能向上

<自己負担の目安>

1か月あたり	共通サービス	生活機能向上グループ活動加算	運動器機能向上加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算
要支援1	1,766円	108円	242円	161円	161円
要支援2	3,621円	108円	242円	161円	161円



◇「送迎サービス」や「入浴サービス」の費用は共通サービスに含まれます。

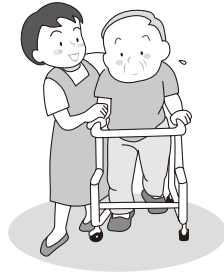
* 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

利用できるサービス

要介護1~5の方

通所リハビリテーション(デイケア)

心身の機能の維持・回復のために主治医が必要と認める場合に、介護老人保健施設、病院・診療所に通い、リハビリを受けるサービスです。



<自己負担の目安>

1日あたり 6時間以上 8時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	790円	952円	1,112円	1,277円	1,438円



- ◇介護老人保健施設や病院・診療所の通常規模の通所介護事業所を6時間以上8時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)
- ◇入浴サービスを利用した場合は、1日あたり55円が加算されます。
- ◇このほか、リハビリテーション実施計画により、短期間に集中的なリハビリを行った場合や、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

要支援1・2の方

介護予防通所リハビリテーション

心身の機能の維持・回復のために主治医が必要と認める場合に、介護老人保健施設、病院・診療所に通い、リハビリと入浴、食事等の介護その他の日常生活を支援するサービス(共通サービス)を受けます。

さらに下記の選択的なサービスを組み合わせて利用します。

利用料は1か月単位の定額料金で、利用できる事業所は原則1か所のみです。

<選択的サービスの種類> ・運動器の機能向上
・栄養改善・口腔機能の向上

<自己負担の目安>

1か月あたり	共通サービス	運動器機能 向上加算	栄養改善 加算	口腔機能 向上加算
要支援1	1,972円	245円	164円	164円
要支援2	4,042円	245円	164円	164円



◇「送迎サービス」や「入浴サービス」の費用は共通サービスに含まれます。

居住系サービス

要介護1~5の方

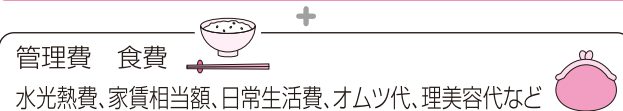
特定施設入居者生活介護
(介護付有料老人ホーム等)

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム等に入居し、食事・入浴・排せつなどに関わる介護やリハビリが受けられます。なお、短期利用(30日上限)を提供する施設もあります。



<自己負担の目安>

1か月あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	17,142円	19,200円	21,419円	23,477円	25,664円



要支援1・2の方

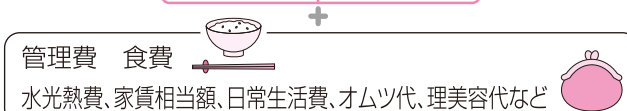
介護予防特定施設入居者生活介護
(介護付有料老人ホーム等)

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム等に入居し、スタッフから日常生活上の支援を受けるとともに、生活機能向上にも配慮したサービスの提供を受けます。



<自己負担の目安>

1か月あたり	要支援1	要支援2
	5,757円	9,906円



*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

施設に短期間入所する居宅サービス

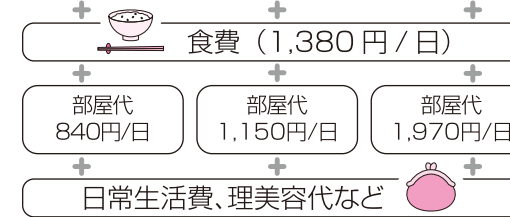
要介護1~5の方

短期入所生活介護
(福祉施設でのショートステイ)

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、福祉施設に短期間滞在し、食事や着替え、入浴などの日常生活の介護やレクリエーション等を受けるサービスです。滞在する部屋の種類によって利用料金が異なります。

<自己負担の目安>

1日あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 8畳以上の個室
要介護1	652円	630円	737円
要介護2	725円	703円	809円
要介護3	799円	777円	886円
要介護4	872円	850円	958円
要介護5	943円	921円	1,030円



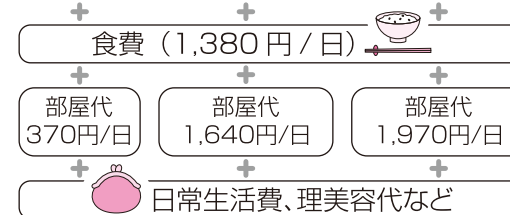
要介護1~5の方

短期入所療養介護
(老健施設・病院等でのショートステイ)

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、介護老人保健施設や医療施設に短期間滞在し、医師や看護師、理学療法士などから、医学的管理のもと、機能訓練や生活支援などを受けるサービスです。滞在する部屋の種類によって利用料金が異なります。

<自己負担の目安>

1日あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 8畳以上の個室
要介護1	883円	804円	889円
要介護2	934円	853円	937円
要介護3	1,000円	918円	1,004円
要介護4	1,054円	974円	1,061円
要介護5	1,111円	1,028円	1,115円



- ◇送迎サービスを利用した場合は、片道198~201円が加算されます。
- ◇オムツ代は介護保険に含まれます。
- ※食費・部屋代は国が示す標準的な金額です。具体的な料金は各施設にお問い合わせください。
- ※収入の少ない方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。(34ページ)

要支援1・2の方

介護予防短期入所生活介護

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、福祉施設に短期間滞在し、生活機能の低下を招かないようにサービスが提供されます。



<自己負担の目安>

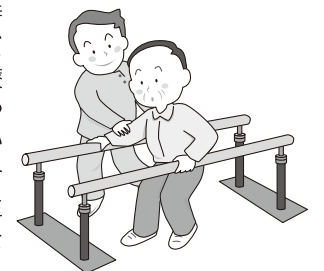
1日あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 8畳以上の個室
要支援1	477円	472円	553円
要支援2	587円	586円	687円



要支援1・2の方

介護予防短期入所療養介護

家庭における介護が一時的に困難となったときなどに、介護老人保健施設や医療施設に短期間滞在し、医師や看護師、理学療法士などから、医学的管理のもと、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けるサービスです。



<自己負担の目安>

1日あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 8畳以上の個室
要支援1	652円	617円	663円
要支援2	817円	768円	831円



*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

利用できるサービス

生活環境を整えるサービス

要介護1～5の方

要支援1・2の方

福祉用具の貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具が貸与されます。

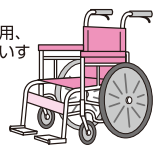
介護予防福祉用具の貸与

介護予防につながる自立した生活を送れるよう福祉用具が貸与されます。

貸与の対象(13種類)

1 車いす

*自走用、介助用、普通型電動車いす



2 車いす付属品

*クッション、電動補助装置等



3 特殊寝台

*背の角度を調整できるもの、ベッドの高さを調整できるもの等



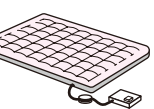
4 特殊寝台付属品

移動用バー、マットレス、サイドレール、テーブル、介助用ベルト、スライディングボード・マット



5 床ずれ防止用具

*エアマット、ウォーターマット等



6 体位変換器

*起き上がり補助装置等含む



7 認知症老人徘徊感知機器

*離床センサー等含む



8 移動用リフト

*階段移動用リフト等含む



9 自動排泄処理装置

*交換可能部品を除く



※1～8は一定の例外となる場合を除き、要支援1・2、要介護1の方は利用できません。
 ※9自動排泄処理装置のうち便を吸引する機能がある装置については、一定の例外となる場合を除き、要支援1・2、要介護1～3の方は利用できません(尿を吸引する装置は利用できます)。

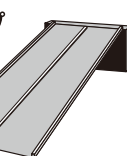
10 手すり

*取付けに工事不要のもの



11 スロープ

*取付けに工事不要のもの



12 歩行器



13 歩行補助つえ



<自己負担の目安>

貸与金額の1割(または2割) ※貸与金額は、用具の種類・品目、業者によって異なります。

要介護1～5の方

要支援1・2の方

特定福祉用具の購入

貸与になじまない排せつや入浴などに使用する福祉用具の購入に対し、払った金額の9割(または8割)を払い戻します。

特定介護予防福祉用具の購入

介護予防に資する排せつや入浴などに使用する福祉用具の購入に対し、払った金額の9割(または8割)を払い戻します。

購入の対象(5種類)

■指定事業者からの購入でなければ払戻しが受けられません。
 ■有料老人ホームやグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅など高齢者向けの施設・住居にお住いの場合は、原則として利用できません。

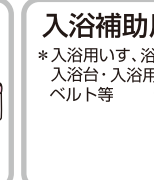
腰掛便座

*便座の底上げ部材等を含む



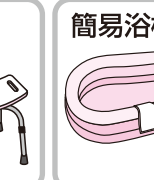
自動排泄処理装置の交換可能部品

*レシーバー、チューブ、タンク等

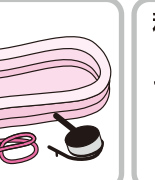


入浴補助用具

*入浴用いす、浴槽内いす、入浴台・入浴介助ベルト等



簡易浴槽



移動用リフトのつり具



<自己負担の目安>

購入金額の1割(または2割)

(払戻し限度額年間9万円(または8万円))※購入金額が10万円を超えた場合は超えた分については全額自己負担です。

- ①申請書(区役所保険年金課にて配布) ②領収書
 ③福祉用具が必要である理由の分かるもの(申請書への記載、理由書、居宅サービス計画、福祉用具販売計画のいずれか)
 ④当該福祉用具のパンフレット等(福祉用具の概要が記載されている書類)
 ※原則として同じ種類のものは重複して購入できません。

申請に必要な書類

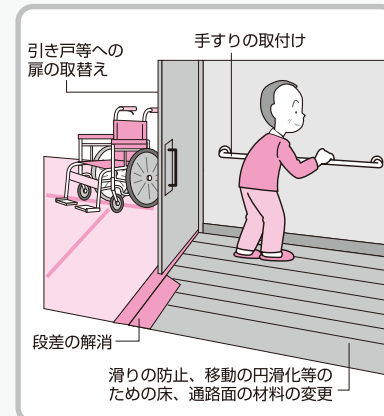
要介護1～5の方

要支援1・2の方

住宅改修

介護予防住宅改修

在宅の要介護者等が、自宅で生活を続けられるように住宅の改修を行った場合に、20万円を限度に払った金額の9割(または8割)を払い戻します。



対象となる工事

- ①手すりの取付け
- ②段差又は傾斜の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床、通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え(扉の撤去、扉の新設[取替えに比べ費用が低廉な場合]を含む)
- ⑤和式便器などから洋式便器への便器の取替え
- ⑥上記①～⑤の工事に付帯して必要と認められる工事
 - ・手すり取付けのための壁の下地補強
 - ・浴室、便所工事に伴う給排水設備の工事
 - ・スロープ設置に伴う転落、脱輪防止のための柵等の設置
 - ・扉取替えに伴う壁又は柱の改修 など

申請に必要な書類(受領委任払いでない場合)

【工事前】

- ①申請書(区役所保険年金課にて配布)
- ②見積書及び見積額内訳書
- ③住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャーが作成。いない場合は区役所高齢・障害支援課に相談してください。)
- ④工事施工前の写真
- ⑤住宅改修後の完成予定図
- ⑥住宅改修に関する承諾書及び賃貸契約書の写し(お住まいが借家の場合)

【工事完成後】

- ①領収書及び工事内訳書
- ②改修後の写真

■有料老人ホームやグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅など高齢者向けの施設・住居にお住いの場合は、原則として利用できません。

横浜市の住宅改修の取扱い

住宅改修は、利用者がかかった費用の全額をいったん自己負担し、後から限度額の範囲内で9割(または8割)分の払戻しを受ける仕組みです。横浜市では1割(または2割)分の自己負担のみを事業者を支払うだけで改修ができる、受領委任払いの制度があります。

この制度は市に登録した住宅改修事業者の行う改修が対象です。登録事業者の名簿は、区役所高齢・障害支援課及び保険年金課に備え付けています。また横浜市のホームページにも掲載しています。

横浜市介護保険住宅改修名簿 [検索](#)

◇介護保険の住宅改修とは別に住環境整備事業(41ページ)があります。助成対象工事、助成金額等が異なりますが、両制度を併用できる場合もあります。住環境整備事業についても、必ず工事を始める前に区役所高齢・障害支援課にご相談ください。

<自己負担の目安>

改修費用の1割(または2割) (払戻し限度額18万円(または16万円))

*改修費用の限度額は現住宅につき20万円です。

- 転居した場合や要介護度が3段階または4段階以上重くなった場合は、再度利用できます(限度額は同じです)。
- ①工事を始める前に、申請書類を揃えて区役所保険年金課に申請します。保険年金課より発行される『住宅改修に関するお知らせ』を受け取った後に工事を開始します。
 - ②工事完了後、いったん費用の全額を事業者を支払った後、領収書等必要な書類を添えて区役所保険年金課に提出し保険給付金(費用の9割(または8割))の払戻しを受けます。

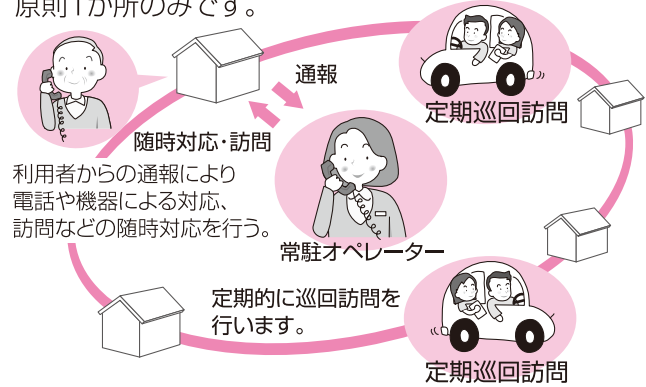
地域密着型サービス

地域密着型サービスは、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるようにつくられたサービスです。横浜市に所在する地域密着型サービス事業所は、原則として横浜市介護保険被保険者の方、横浜市に所在する住所地特例の対象施設※に平成27年4月以降に入居された方が利用できます。(※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)

要介護1～5の方(要支援1・2の方は利用できません)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応・訪問を行うサービスです。利用できる事業所は原則1か所のみです。



<自己負担の目安>

1か月あたり

	介護・看護利用	介護利用
要介護1	9,180円	6,292円
要介護2	14,342円	11,232円
要介護3	21,891円	18,648円
要介護4	26,986円	23,588円
要介護5	32,692円	28,528円

要介護1～5の方

認知症対応型共同生活介護

認知症の方が家庭的な雰囲気の中で、5～9人で共同生活を送りながら、日常生活の介護を受けます。居室、居間、食堂、浴室などを備え、利用者がそれぞれ役割をもって家事をするなどして、認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活が送れるようになることを目指します。

※ユニット数により負担額が異なります。

<自己負担の目安>

1か月あたり

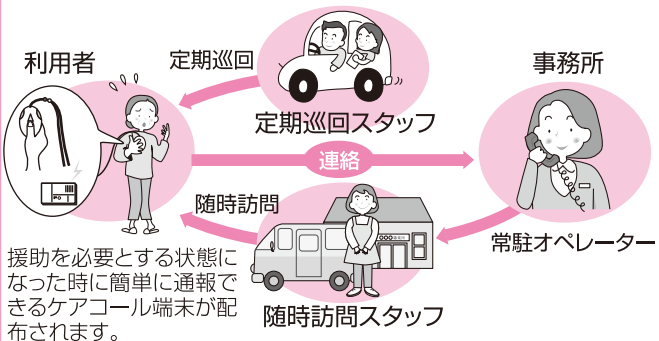
	1ユニット	2ユニット以上
要介護1	24,410円	24,024円
要介護2	25,568円	25,150円
要介護3	26,307円	25,921円
要介護4	26,854円	26,436円
要介護5	27,401円	26,950円

食費	部屋代、管理費、水光熱費など	日常生活費 オムツ代、理美容代など
----	----------------	----------------------

*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回による訪問介護サービスに加え、随時、利用者の求めに応じて、利用者宅を訪問します。また、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを提供します。



<自己負担の目安>

夜間訪問サービス (I)		
オペレーションサービス	定期巡回サービス	随時訪問サービス (I)
1か月 1,091円	1回 410円	1回 623円

夜間訪問サービス (II)	
随時訪問・定期巡回サービス	
1か月	2,966円

要支援2の方

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が家庭的な雰囲気の中で共同生活するとともに、スタッフが日常生活上の支援とともに生活機能向上にも配慮したサービスを提供します。

※要支援1の方は利用できません。
※ユニット数により負担額が異なります。

<自己負担の目安>

1か月あたり

	1ユニット	2ユニット以上
要支援2	24,281円	23,895円

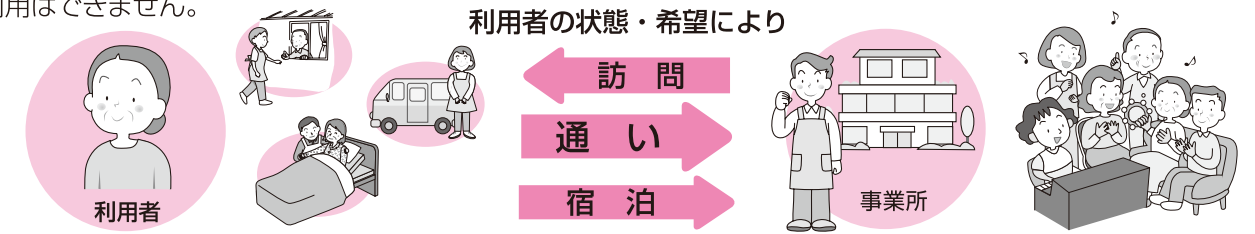
食費	部屋代、管理費、水光熱費など	日常生活費 オムツ代、理美容代など
----	----------------	----------------------

要介護1～5の方

小規模多機能型居宅介護

利用者の住み慣れた地域で、事業所への通いによるサービスを中心に、スタッフが利用者宅を訪問したり、事業所に宿泊したりすることができるサービスです。

訪問や宿泊のサービスは、通いでなじみのあるスタッフにより提供されます。利用料は1か月単位の定額料金で、利用できる事業所は1か所のみです。なお、このサービスを利用している間は、訪問介護(ホームヘルプ)や通所介護(デイサービス)、短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)など一部の在宅サービスと他の地域密着型サービスの利用はできません。



<自己負担の目安>

1か月あたり

要介護1	11,229円
要介護2	16,502円
要介護3	24,004円
要介護4	26,493円
要介護5	29,212円

食費	+	宿泊費	+	日常生活費など
----	---	-----	---	---------

<自己負担の目安>

1か月あたり

要支援1	3,703円
要支援2	7,483円

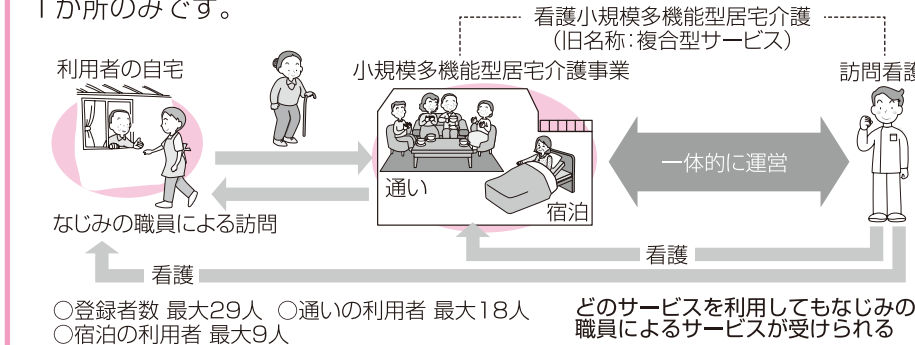
食費	+	宿泊費	+	日常生活費など
----	---	-----	---	---------

利用できるサービス

要介護1～5の方(要支援1・2の方は利用できません)

看護小規模多機能型居宅介護(旧名称:複合型サービス)

事業所への「通い」によるサービスを中心に、利用者の状況や希望により、「訪問」、「宿泊」サービスを柔軟に選択し提供する小規模多機能型居宅介護と、訪問看護を組み合わせたサービスです。利用できる事業所は原則1か所のみです。



<自己負担の目安>

1か月あたり

要介護1	13,427円
要介護2	18,788円
要介護3	26,411円
要介護4	29,954円
要介護5	33,882円

要介護1～5の方

地域密着型通所介護

定員18名以下の小規模なデイサービス施設に通い、食事や入浴、健康チェック、機能訓練などを受けるサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
7時間以上 9時間未満	788円	931円	1,079円	1,227円	1,374円

食費	+	日常生活費など
----	---	---------

◇入浴サービスを利用した場合は、1日あたり54円が加算されます。
◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合には加算があります。

療養通所介護

難病やがん末期により、常に看護師による観察が必要で、状態が中重度の方を対象に、食事や入浴、健康チェック、機能訓練などを受けるサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり	(区分なし)
6時間以上 8時間未満	1,620円

食費	+	日常生活費など
----	---	---------

◇身体状態により利用できる方が限られます。

*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

要介護1~5の方


認知症対応型通所介護


認知症の方を対象に、地域ケアプラザ等で、少人数で家庭的な雰囲気の中、入浴や食事の介助、リハビリやレクリエーションなどを受けるサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり7時間以上9時間未満

要介護1	1,072円
要介護2	1,188円
要介護3	1,305円
要介護4	1,422円
要介護5	1,539円

食費 

日常生活費、オムツ代など 

◇単独型認知症対応型通所介護事業所を7時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)
 ◇入浴サービスを利用した場合は、1日あたり55円が加算されます。
 ◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

要支援1・2の方


介護予防認知症対応型通所介護


認知症の方を対象に、地域ケアプラザ等で、少人数で家庭的な雰囲気の中、入浴や食事の介助、リハビリやレクリエーションなどを受けるサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり7時間以上9時間未満

要支援1	927円
要支援2	1,036円

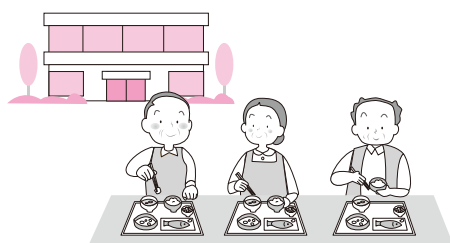
食費 

日常生活費、オムツ代など 

要介護1~5の方(要支援1・2の方は利用できません)

地域密着型特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等)

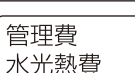
定員29人以下の小規模で運営される介護付有料老人ホーム等(介護専用型特定施設)で、少人数の入居者に対し、特定施設入居者生活介護と同様のサービス(21ページ)が提供されます。





<自己負担の目安>

1か月あたり

要介護1	17,142円
要介護2	19,200円
要介護3	21,419円
要介護4	23,477円
要介護5	25,664円

管理費、水光熱費、家賃相当額 

食費 

日常生活費、オムツ代、理美容代など 

原則要介護3~5の方(要支援1・2の方は利用できません)

要介護1・2の方は、特例入所の制度があります。(右記参照)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模で運営される特別養護老人ホームです。少人数の入居者に対し、特別養護老人ホームと同様のサービス(28ページ)が提供されます。

<自己負担の目安>


1か月あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 8畳以上の個室
要介護1	17,592円	17,592円	20,100円
要介護2	19,747円	19,747円	22,223円
要介護3	21,934円	21,934円	24,506円
要介護4	24,088円	24,088円	26,629円
要介護5	26,179円	26,179円	28,751円

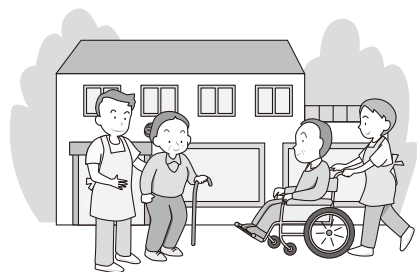
部屋代 25,200円/月 

部屋代 34,500円/月 

部屋代 59,100円/月 

食費 (41,400円/月) 

日常生活費、理美容代など 



◇このほか、施設の提供するサービスや利用者が選択するサービスによって費用が追加されます。
 ◇オムツ代は介護保険に含まれます。

※食費・部屋代は国が示す標準的な金額です。具体的な料金は各施設にお問い合わせください。
 ※収入の少ない方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。(34ページ)

*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

施設サービス

施設サービスは、どのような介護が必要かによって、3種類の施設に分かれます。

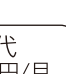
原則要介護3~5の方(要支援1・2の方は利用できません)
 要介護1・2の方は、特例入所の制度があります。(下記参照)


介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)


入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行う施設です。


<自己負担の目安>


1か月あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 8畳以上の個室
要介護1	17,592円	17,592円	20,100円
要介護2	19,747円	19,747円	22,223円
要介護3	21,934円	21,934円	24,506円
要介護4	24,088円	24,088円	26,629円
要介護5	26,179円	26,179円	28,751円

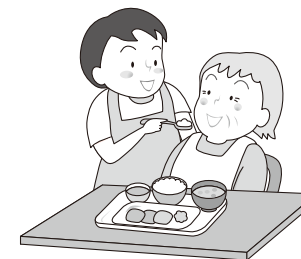
部屋代 25,200円/月 

部屋代 34,500円/月 

部屋代 59,100円/月 

食費 (41,400円/月) 

日常生活費、理美容代など 



◇このほか、施設の提供するサービスや利用者が選択するサービスによって費用が追加されます。
 ◇オムツ代は介護保険に含まれます。

※食費・部屋代は国が示す標準的な金額です。具体的な料金は各施設にお問い合わせください。
 ※収入の少ない方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。(34ページ)

特例入所制度について

平成27年4月より、特別養護老人ホームは原則要介護3以上の方を対象とした施設になりましたが、要介護1・2の方でも以下の要件に該当する場合は、特例的に入所が認められます。

- ア 認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難である。
 - イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難である。
 - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
 - エ 単身世帯または同居家族が高齢・病弱である若しくは育児・就労等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、居宅において日常生活を営むことが困難である。
- 要介護1・2の方で入所を希望される方は、入所申込書に記載されている特例入所要件の該当欄にチェックを入れ、お申込みください。

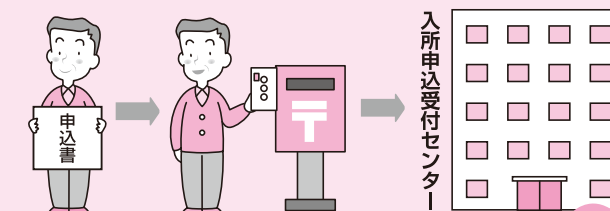
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所申込方法

申込は、「入所申込受付センター」で一括して受け付けます。区役所高齢・障害支援課、地域ケアプラザ、各特別養護老人ホーム、健康福祉局高齢施設課等で配布している申込書にご記入の上、下記へご郵送ください。

〈申込先〉〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1
 ゆめおおおかオフィスタワー10階

特別養護老人ホーム入所申込受付センター
 (高齢者施設・住まいの相談センター内)

電話 045-840-5817 FAX 045-840-5816



高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設・住まいに関する相談窓口として、「高齢者施設・住まいの相談センター」を設置しています。専門の相談員が個別・具体的な相談に乗ったり、施設の基本情報・空き情報などを提供しています。

◇窓口……港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー10階 電話 045-342-8866 FAX 045-840-5816

◇相談受付時間(予約優先)……月～金 9:00～17:00(土日・祝祭日、年末年始は休み)

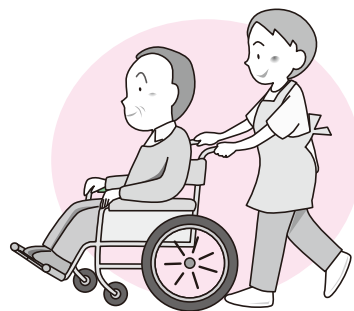
◇提供する施設情報……特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・グループホーム・軽費老人ホーム
 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

要介護1~5の方(要支援1・2の方は利用できません)

介護老人保健施設

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活動作のリハビリ等を行いながら、在宅生活復帰をめざす施設です。在宅生活の復帰を目的としているため、退所して家庭での生活ができるか定期的に検討します。また病状により入院治療の必要が認められる場合は、適切な医療機関を紹介します。



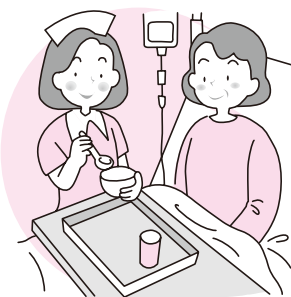
<自己負担の目安>

1か月あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 8畳以上の個室
要介護1	24,699円	22,352円	24,892円
要介護2	26,243円	23,799円	26,339円
要介護3	28,205円	25,761円	28,333円
要介護4	29,845円	27,433円	30,038円
要介護5	31,549円	29,073円	31,678円

+ 部屋代 11,100円/月
 + 部屋代 49,200円/月
 + 部屋代 59,100円/月
 + 食費 (41,400円/月)
 + 日常生活費、理美容代など

介護療養型医療施設

療養病床と老人性認知症疾患療養病棟の2種類があります。療養病床は病状が落ち着いたものの専門的な治療が長期的に必要な方のための長期療養施設です。老人性認知症疾患療養病棟では、認知症の方に療養上の管理、看護、機能訓練その他の医療サービスが提供されます。



<自己負担の目安>

1か月あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 8畳以上の個室
要介護1	23,960円	20,615円	24,667円
要介護2	27,272円	23,927円	27,980円
要介護3	34,444円	31,099円	35,151円
要介護4	37,499円	34,154円	38,206円
要介護5	40,233円	36,888円	40,940円

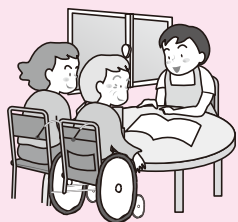
+ 部屋代 11,100円/月
 + 部屋代 49,200円/月
 + 部屋代 59,100円/月
 + 食費 (41,400円/月)
 + 日常生活費、理美容代など

◇このほかに、施設の提供するサービスや利用者が選択するサービスによって費用が追加されます。
 ◇オムツ代は介護保険に含まれます。
 ※食費・部屋代は国が示す標準的な金額です。具体的な料金は各施設にお問い合わせください。
 ※収入の少ない方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。(34ページ)

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の入所申込方法

各施設が定めた所定の申込書を各施設から入手し、直接施設に申し込みます。

入所したい施設へ相談 サービス内容について説明を受けます



入所申込

契約



*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

サービスの利用者負担について

介護保険サービスを利用したときは、サービス費用の1割(または2割*)を負担します。

サービス費用の1割(または2割*)以外に食費・部屋代を負担します。食費・部屋代などは、利用する時の契約により決まるため、事業者ごとに異なります。

① 居宅サービス ② 地域密着型サービス を利用した場合(要支援1・2、要介護1~5共通)			
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護 訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導など	サービス 費用の1割(または2割*)		
通所介護 通所リハビリテーション など	サービス 費用の1割(または2割*)	食費	日常生活費
短期入所生活介護 短期入所療養介護 (ショートステイ)	サービス 費用の1割(または2割*)	部屋代	食費 日常生活費 (理美容代など) ※
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 など	サービス 費用の1割(または2割*)	部屋代	食費 日常生活費
③ 施設サービスを利用した場合 (介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)については原則要介護3以上、その他の施設サービスについては要介護1~5)			
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設・介護療養型医療施設	サービス 費用の1割(または2割*)	部屋代	食費 日常生活費 (理美容代など) ※

※ショートステイと施設サービスについてはオムツ代の負担はありません。



特別なサービスを受けるときは別に利用者負担があります。

- ・特別なサービスを利用する場合には、保険の1割(または2割*)負担とは別に利用者負担が必要となることがあります。
- (例1) 在宅サービスにおいて、事業所の通常の実施地域外でサービスを利用するときの交通費
- (例2) 介護保険対象外のサービスや、自身のケアプランにないサービスを利用するときなど(利用者と事業者が介護保険外サービスを契約の上、全額利用者負担でサービスを利用します。)

*一定以上の所得(本人の合計所得金額が160万円以上等)がある場合は、2割の負担になります。(詳しくは31ページ)

利用できるサービス/サービスの利用者負担について